

工場・事業場ばい煙・VOC・指定物質等自主管理要領

1 目的

この要領は、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設等及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に定めるばい煙に係る特定施設におけるばい煙等を自主測定することにより、公害の未然防止を図ることを目的とする。

2 対象工場・事業場

この要領の対象となる工場・事業場は、次に掲げる施設を有する工場・事業場とする。

(1) 大気汚染防止法（以下「法」という。）

- ア ばい煙発生施設
- イ 揮発性有機化合物排出施設
- ウ 特定粉じん発生施設
- エ 水銀排出施設
- オ 指定物質排出施設

(2) 栃木県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）

- ア ばい煙に係る特定施設

3 自主測定

(1) 測定箇所

2に掲げる施設におけるすべての排出口とする。ただし、2(1)ウについては、敷地境界等とする。

(2) 測定項目及び測定回数

法によるばい煙発生施設についてはばい煙に係る排出基準、揮発性有機化合物排出施設については揮発性有機化合物（VOC）に係る排出基準、特定粉じん発生施設については敷地境界基準、水銀排出施設については水銀に係る排出基準、指定物質排出施設については指定物質抑制基準及び条例によるばい煙に係る特定施設についてはばい煙に係る規制基準が適用される項目について、別表1、別表2及び別表3により自主測定を行うものとする。

(3) 測定方法

- ア ばい煙発生施設に係る項目
法施行規則第15条の各号に規定する方法。
- イ ばい煙に係る特定施設に係る項目
条例施行規則第別表第9(2)に規定する方法。
- ウ 揮発性有機化合物排出施設に係るVOC濃度
揮発性有機化合物濃度の測定法（平成17年環境省告示第61号）に規定する方法。
- エ 特定粉じん発生施設に係る石綿
石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第93号）に規定する方法。
- オ 水銀排出施設に係る水銀濃度
排出ガス中の水銀測定法（平成28年環境省告示第94号）に規定する方法。

カ 指定物質排出施設に係る指定物質濃度

大気汚染防止法附則第9項の規定に基づく指定物質抑制基準（平成9年環境庁告示第5号、第6号）に規定する方法。

(4) 測定結果の記録

ばい煙発生施設に係る測定の結果は、大気汚染防止法施行規則（以下、「規則」という。）に定める様式第七（ばい煙量等測定記録表）により、水銀排出施設に係る測定の結果は、規則に定める様式第七の二（水銀濃度測定記録表）により、ばい煙に係る特定施設に係る測定の結果は、栃木県生活環境保全等に関する条例施行規則に定める別記様式第9号により記録し、測定結果の記録は3年間（ただし、別表1に掲げる測定回数が5年に1回以上の施設にあっては、5年間）保存するものとする。

なお、様式の各欄に記載すべき事項又はこれに相当する事項に係る計量証明書等がある場合は、当該証明書等を添付すれば、様式の当該各欄への記載を省略することができる。

(5) 測定結果の電磁的記録及び保存

ア 測定結果を書面の記録等に代えて電磁的記録及び保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(ア) 作成した電磁的記録をパソコン等に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

(イ) 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録をパソコン等に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ なお、測定結果を電磁的記録により保存する場合は、法又は条例による記録の保存規定に反することのないように次の点に配慮するよう努めること。

(ア) データを保存した媒体を扱う機器又は当該データを扱うプログラムには、当該データ管理者等のID、パスワードを設ける等の措置をとることにより第三者の虚偽入力、書き換え及び消去を防止すること。

(イ) データが、法令に定める期間にわたり損なわれることがないよう保存すること。

(ウ) 媒体に記録されたデータは、当該媒体以外の記録媒体にバックアップを行い、当該媒体と異なる場所に保存すること。

(エ) データ内容を必要に応じディスプレイ装置に表示すること又は印刷装置により印刷することができるようにすること。

(6) 測定結果に基づく措置

法によるばい煙に係る排出基準、揮発性有機化合物（VOC）に係る排出基準、特定粉じんに係る敷地境界基準、水銀に係る排出基準、指定物質抑制基準及び条例によるばい煙に係る規制基準を超える大気汚染物質が排出されていることを確認した場合は、直ちに施設の改善等必要な措置を講ずること。

4 測定結果の報告

3の規定による測定結果の報告は、次によるものとする。

(1) 対象工場・事業場

2に掲げる施設のうち、測定結果がそれぞればい煙に係る排出基準、揮発性有機化合物（VOC）に係る排出基準、敷地境界基準、水銀に係る排出基準、指定物質抑制基準及びばい煙に係る規制基準を超えた工場・事業場

(2) 報告事項

2に掲げる施設のうち、ばい煙発生施設、ばい煙に係る特定施設は別表1に掲げる項目について別添様式第1により、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設、指定物質排出施設は別表2に掲げる項目について、それぞれ別添様式第2、別添様式第3及び別添様式第4により、水銀排出施設は別表3に掲げる項目について、別添様式第5により報告するものとする。

(3) 報告書の提出先及び提出部数

工場・事業場が所在する市町（環境行政担当課）へ、次により提出するものとする。

事業場等の所在地	宛先	提出部数
宇都宮市以外	所管する環境森林事務所長又は環境管理事務所長	計2部
	所在する市町長	
宇都宮市	宇都宮市長	1部

(4) 報告期日

測定を実施した日の属する月の翌月末日までに報告するものとする。

附 則

この要領は、昭和53年3月1日から適用する。

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、昭和9年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成10年4月10日から適用する。

附 則

この要領は、平成12年4月28日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年5月20日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年3月6日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30（2018）年4月1日から適用する。

別表1 ばい煙発生施設、ばい煙に係る特定施設

測定項目	施設の区分	測定回数（年）
硫黄酸化物	硫黄酸化物の排出量が10Nm ³ /h以上の施設	6回以上
ばいじん	排ガス量が4万Nm ³ /h以上の施設	6回以上
窒素酸化物	排ガス量が4万Nm ³ /h未満の施設	2回以上
有害物質	6月以上継続して休止する施設	1回以上

注1) 測定が必要な項目は、排出基準若しくは規制基準が適用される物質とする。

注2) 廃棄物焼却炉に係るばいじん測定は、次表のとおりとする。

測定項目	施設の区分	測定回数（年）
ばいじん	焼却能力が4,000kg/h以上の施設	6回以上
	焼却能力が4,000kg/h未満の施設	2回以上
	6月以上継続して休止する施設	1回以上

注3) ガス専焼ボイラー、ガスタービン及びガス機関に係るばいじん測定は、測定回数を5年に1回以上とする。

注4) 燃料電池用改質器に係るばいじん及び窒素酸化物測定は、測定回数を5年に1回以上とする。

別表2 揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設、指定物質排出施設

測定項目	施設の区分	測定回数（年）
VOC濃度	揮発性有機化合物排出施設	1回以上
石綿	特定粉じん発生施設	2回以上
ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	指定物質排出施設	1回以上

- 注1) 環境省通知(平成17年6月17日付け環管大発第050617001号)において特例とされる貯蔵タンクは、計算により求めたVOC濃度をもって測定に代えることができる。
- 注2) 指定物質のうち測定が必要な項目は、当該施設から大気中に排出される項目とする。

別表3 水銀排出施設

測定項目	施設の区分	測定回数(年)
全水銀	排出ガス量が4万Nm ³ /h以上の施設	3回以上
	排出ガス量が4万Nm ³ /h未満の施設	2回以上
	専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	1回以上
	専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	1回以上

様式第 1

年 月 日

環境森林（管理）事務所長
 市 町 } 様

住所
 氏名



年 月 日に採取したばい煙量等の測定結果を下記のとおり報告します。

ばい煙量測定結果報告書

工場・事業場名	
---------	--

測定年月日		測定機関名	
-------	--	-------	--

ばい煙発生施設の種類及び工場・事業場における施設番号	
----------------------------	--

項 目	測定回数	1 回 目	2 回 目	3 回 目	平 均
バーナーの燃料の燃焼能力	ℓ / h				
測定時の燃料使用量	ℓ / h				
使用燃料の硫黄分	%				
排出ガス量	N m ³ / h				
硫黄酸化物の濃度	ppm				
硫黄酸化物の量	N m ³ / h				
煙突の実高さ	m			排 出 口 断 面 積	m ²
煙突の補正高さ	m			排 出 ガ ス 温 度	℃
K 値					
ばいじん	g / N m ³				
窒素酸化物	ppm				
残存酸素	%				
有害物質 (カドミウム、鉛、塩素、塩化水 素、弗素、ホルムアルデヒド)	mg / N m ³				
備考 (処理施設名等)					

(注) 所在する市町に提出すること。

様式第 2

年 月 日

環境森林（管理）事務所長
 市 町 } 長 様

住所

氏名



年 月 日に採取したVOC濃度等の測定結果を下記のとおり報告します。

V O C 濃 度 等 測 定 結 果 報 告 書

工場・事業場名	
---------	--

測定年月日		測定機関名	
-------	--	-------	--

VOC排出施設の種類	
------------	--

測 定 項 目	測 定 値 等
使用する主なVOCの種類	
使用しているVOCの濃度 %	
排 出 ガ ス 量 Nm ³ /h	
排 出 ガ ス 温 度 °C	
排 出 口 の 高 さ m	
排 出 ガ ス 処 理 施 設	
排出ガス処理施設の処理効率 %	
V O C 濃 度 ppmC	採取箇所名：
V O C 濃 度 ppmC	採取箇所名：
V O C 濃 度 ppmC	採取箇所名：
V O C 濃 度 ppmC	採取箇所名：
備 考	

(注) 所在する市町に提出すること。

様式第 3

年 月 日

環境森林（管理）事務所長
 市 町 } 様

住所

氏名



年 月 日に採取した特定粉じん濃度等の測定結果を下記のとおり報告します。

特定粉じん濃度等測定結果報告書

工場・事業場名	
---------	--

測定年月日		測定機関名	
-------	--	-------	--

特定粉じん発生施設の種類の種類	
-----------------	--

測定項目	測定値等
測定法	
測定時刻	
施設の使用状況	
石綿濃度 本/l	採取箇所名：
石綿濃度 本/l	採取箇所名：
石綿濃度 本/l	採取箇所名：
石綿濃度 本/l	採取箇所名：
備考	

(注) 所在する市町に提出すること。

様式第4

年 月 日

環境森林（管理）事務所長
市 町 } 様

住所

氏名



年 月 日に採取した指定物質濃度等の測定結果を下記のとおり報告します。

指定物質濃度等測定結果報告書

工場・事業場名	
---------	--

測定年月日		測定機関名	
-------	--	-------	--

指定物質排出施設の種類	
-------------	--

測定項目	測定値等
使用している指定物質の種類	
使用している指定物質の濃度 %	
排出ガス量 Nm^3/h	
排出ガス温度 $^{\circ}\text{C}$	
排出口の高さ m	
排出ガス処理施設	
ベンゼン mg/Nm^3	
トリクロロエチレン mg/Nm^3	
テトラクロロエチレン mg/Nm^3	
備考	

(注) 所在する市町に提出すること。

様式第 5

年 月 日

環境森林（管理）事務所長
 市 町 } 長 様

住所

氏名



年 月 日に採取した水銀濃度等の測定結果を下記のとおり報告します。

水 銀 濃 度 測 定 結 果 報 告 書

工場・事業場名	
---------	--

測定年月日		測定機関名	
-------	--	-------	--

水銀排出施設の種類	
-----------	--

測 定 項 目	測 定 値 等	
測 定 年 月 日		
測 定 時 刻		
排 出 ガ ス 量 Nm^3/h		
排 出 ガ ス 温 度 $^{\circ}\text{C}$		
酸 素 濃 度 %		
排 出 ガ ス 処 理 施 設		
排出ガス処理施設の処理効率 %		
水 銀 濃 度 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$		採取箇所名：
再 測 定 予 定		
備 考		

(注) 所在する市町に提出すること。